

同志社大学大学院司法研究科

2026 年度春学期末試験問題

科目名：○国際民事訴訟法
担当者：高橋宏司
持込参照：司法試験六法
試験時間：90 分
講評会：

大手建設業者である日本法人 Y は、甲国法人 X に対して建設工事を請け負う契約(「本件契約」)を X との間で締結した。Y は工事を完了したが、X は、工事内容が本件契約に適合していないと考えたので、甲国で訴え(「甲国訴訟」)を提起して本件契約を解除する意思表示をし、支払った代金の返還と損害賠償を請求した。Y は応訴せず、両請求を認容する判決(「本件判決」)が下され、確定した。X は本件判決の執行判決を請求して日本で訴えを提起した。以上の状況下で、互いに独立した以下の各問いに答えなさい。

(1) 本件契約には、請負工事を日本で行い、代金は甲国銀行の甲国本店に開設された Y の口座に振り込む旨を約する条項が置かれているが、裁判管轄条項は置かれていない。甲国訴訟提起時において、Y が甲国において行っていた事業は個人向けに DIY(日曜大工)商品を販売する電子商取引に限られており、Y は同国内に事業所や財産を有していなかった。甲国訴訟の代金返還請求と損害賠償請求のそれぞれにつき、甲国に間接管轄(民事訴訟法 118 条 1 号)は認められるか。(期末試験総計 80 点中 35 点)

(2) 甲国訴訟の訴状(「本件訴状」)は甲国語で書かれていたが、日本語への訳文を付さずに X から Y に対して郵送され、最初の期日の半年前に日本にある Y の本店に到達した。甲国はハーグ送達条約(民事または商事に関する裁判上及び裁判外の文書の外国における送達及び告知に関する条約)の締約国ではない。本件訴状は「送達」(民事訴訟法 118 条 2 号)されたか。(期末試験総計 80 点中 20 点)

(3) 本件判決の判決書は、甲国法に従い、電子メールによって X が Y に対して送付した。それによって Y は本件外国判決の内容を了知したが、その後 4 カ月間控訴しなかったため、本件判決は確定した。甲国のこのような手続は、日本における公序(民事訴訟法 118 条 3 号)に反しないか。(期末試験総計 80 点中 15 点)

(4) 甲国では、相互の保証の要件が存在しないことを除き、日本における外国判決の承認と同じ要件で外国判決が承認される。もっとも、甲国で日本の判決が実際に執行された例はない。甲国との間に「相互の保証」(民事訴訟法 118 条 4 号)があるか。(期末試験総計 80 点中 10 点)